

第 4 章 施策の展開（案）未定稿

基本目標 1 「子どもの権利を大切にす意識の向上」

権利条例の目的とする子どもの権利が尊重される社会を実現するためには、子どもの権利を守る立場にある大人一人ひとりが正しく子どもの権利を理解し、日頃から子どもの育ちに関心を持ち、子どもとの関わり方を意識するなど、家庭、学校や施設、地域といったあらゆる場において、子どもの権利を尊重した行動や取組を行っていくことが必要となります。

また、こういった大人の言葉や行動を通して、子どもが権利に対する理解を深めていくことにつながるともいえます。子どもの権利が守られるためには、子ども自身が、自らの持つ権利を正しく学ぶとともに、他者の持つ権利についても意識し、お互いの権利を尊重しあうことができるよう理解することが重要です。

子どもの権利に対する関心を高めるためには、権利条例の認知を進めることが有効であり、また、札幌市が権利条例を制定したことにより、市民の中に子どもの権利が大切にされ、守られているという実感が根付いていくことが、あらゆる権利の保障につながる大切なことであると考えます。

権利条例の認知が一定程度進む一方で、条例の内容に対する理解の観点では、前回調査を下回る結果となっています。今後、子どもの権利を実践的な行動につなげていくためには、これまでの広報・普及の充実はもちろん、単なる広報・普及にとどまらず、権利条例の理解を深め子どもの権利の理念の浸透を図る取組を、市民に対して積極的に進めていく必要があります。

子どもとの意見交換の中でも、「今の子どもたちの権利が守られると、その子どもたちが親になったとき、さらにその子どもたちの権利が守られることにつながる。」といった意見が出ており、大人と子どもの双方への子どもの権利の理解促進は欠かせないものとなっております。

このため、全ての市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう、様々な機会を捉え、広報普及や理解促進のための活動に積極的に取り組み、子どもの権利を大切にす意識の向上を目指します。

※参考 【委員会での主な意見】

- ・ 権利条例があり子どもの権利が守られているという実感が市民の中に増えていくことが重要。
- ・ 権利条例の理念の実現には、取り巻く大人の意識改革が不可避。
- ・ 「聞いたことがある」という回答をどう考えるかだが、これは知らないとシビアに捉えるべき。
- ・ 30～39 歳代の認知度が最も低いということは、子育てに一番関わる年代に行き渡っていない。
- ・ 子育て中の 20 代、30 代のお母さんにも力を入れて広報普及をすべき。子どものために権利条例があるにもかかわらず、それを知らない親がたくさんいるのはもったいない。子どものために親も一緒に考えていくことが大事。
- ・ 子育てサロンが各地域にかなりあると思うので、区を通していろいろな角度や手法から、30 代へ認知することで、違った面で広がっていくのではないか。
- ・ 母親教室（両親教室）や小学校入学前の入学説明会などで広報するのもよいのではないか。
- ・ 子どもの権利のパンフレットなどの配布物は学校などで配布されているが、きちっと親に届いていない。関心を持っている親が少ない。子どものときに権利条例をわかり、その子が親になってはじめて権利条例が生きてくるのではないか。
- ・ 権利条例のパンフレットや子ども議会など、情報としては市民に対して提供していると思うが、情報を受け取れていない。
- ・ 若い世代へは出前講座よりも、SNS などの存在が大きい。子どもの権利の話題をアップしてもよいのではないか。

※参考 【委員会での主な意見】

- ・ 高校生に対する取組が足りていない。
- ・ 高校生向けのパンフレットを配ることで、子どもと親と一緒に考える機会が増えるのではないかと。出前講座よりもまず子どもと親のかかわり方からはじめるべき。
- ・ 現行計画では、広報普及の中に学校における取組はあるが、それと同じように地域という言葉盛り込んではいかがか。
- ・ 地域を前面に出していかないと、認知度や理解度は絶対に上がっていかないので、計画には地域を大きく取り上げるとよい。
- ・ 広報だけではないが、学校の取組は非常に大切だが、学校に全てを押しつけるのではなく地域ということを重視すべき。
- ・ CAPなどの外部の団体との連携も考えるべきではないか。
- ・ 広報物などを配る際に先生からの周知があったり、貼ってあるだけでも違う。今あるものを活用した周知の方法がまだあるのではないか。
- ・ 教育現場と行政現場が子どもたちに権利条例を学習してもらうためにどう取り組むのかというところが成果として十分出ているのではないかと。
- ・ 小学校低学年の公開授業の中で札幌市には権利条例があるという説明がなかった。授業はとてもよいものだったが、子どもの権利という言葉がないと、子どもの中になかなか入っていかないのではないかと。

基本施策 1 子どもの権利に関する理解の促進

○ 子どもの権利の理解促進

子どもの権利についてのパンフレットやニュースレターなどによる広報、「さっぽろ子どもの権利の日(11月20日)」を契機とした取組といった広報・普及に加えて、それらが市民に行き渡るよう、出前講座や出前授業といった直接大人や子どもに語りかけることのできるような手法に重点的に取り組みます。特に、就学前や小学校低学年の子どものいる保護者など、子どもとの関わりが深い世代や若い世代に対しては、第1次推進計画で作成した子どもの権利条例の絵本などの活用により、効果的な手法により理解促進を進めていきます。

また、権利条例を制定している他の自治体と連携を行いながら、より広域的に子どもの権利に関する情報を発信していきます。

事業・取組名	事業内容	担当部
啓発活動の充実 新規	絵本などを活用した就学前や小学校低学年の子どもの保護者への啓発活動を行う。また、両親教室や母親教室などの機会を通じた啓発活動を行う。	子) 子ども育成部
他都市との連携・情報発信	権利条例を制定している他の自治体との連携強化を進めるとともに、札幌市の取組を積極的に発信する。	子) 子ども育成部
出前講座・出前授業の充実	子どもの権利に関する出前講座や子ども向け出前授業を実施する。	子) 子ども育成部
「さっぽろ子どもの権利の日」事業	子どもの参加の取組や大人向けの講演会など、子どもの権利の理解促進を進める。	子) 子ども育成部

○ 市民参加による広報・普及活動の充実

広報・普及や理解促進に当たっては、行政だけが行うのではなく、子どもの育ちに関わる団体やNPO、地域団体などとの連携・協力を進めるとともに、市民自らが担い手となって情報を発信していきけるような仕組みについても検討を進めます。

事業・取組名	事業内容	担当部
【再掲】子どもレポーターの設置 新 規	※基本目標2-基本施策2を参照	子) 子ども育成部
他団体との連携による広報普及活動の実施 新規	読み聞かせ団体等と連携した子どもの権利の絵本の読み聞かせによる広報普及活動を進める。	子) 子ども育成部

基本施策2 子どもの権利に関する学びの支援

○ 子どもの権利に関する学びの支援

子どもの権利に関する理解を深めるため、一般的な広報普及活動に加えて、市民向けの講座などを活用し、市民に対する子どもの権利に関する学びの支援の充実をより一層図ります。

また、子どもに対しても、成長・発達段階に応じて、様々な媒体の活用や表現の工夫により理解を深める取組を充実します。

事業・取組名	事業内容	担当部
障がいのある子どもへの理解促進の充実 新規	障がいのある子どもの、子どもの権利に関する理解を深める内容や方法について、調査研究を進める。	子) 子ども育成部、教) 学校教育部
家庭教育学級の推進	親等が、子どもとの接し方や親としての役割などについて、園・学校単位で自主的・計画的に学習する家庭教育学級を推進する。 (※新子ども未来プラン基本目標2-基本施策3【再掲】)	教) 生涯学習部

○ 子どもの権利を生かした学校教育の推進

子どもが権利について理解を進めていくためには、授業等の学校教育における取組が重要です。教育委員会では、子どもの権利の理念を生かした学校教育の推進を図るため、人権教育推進事業などにおいて、子どもの権利に関する指導のあり方等について研究し、その成果を公開授業や各種研修会、教育課程編成の手引きなどを通じて情報提供を行うなど、学校における実践の充実に向けた支援を行っています。子ども未来局と教育委員会では、小・中学生向けパンフレットの内容を見直しており、見直し後、学校の授業等で活用が図られるように取り組みます。

こうした取組をより一層推進し、各学校での授業や教育活動の各場面で、子どもの成長発達段階に応じた取り上げ方をすることによって、子どもたちが子どもの権利に関する理解を深めることができるよう指導の充実を図ります。特に、子どもたちが自分自身の権利や他者の尊重等について学んだり、いじめ防止やピア・サポートなど、自らの手で問題を解決することの大切さに気付いたりできるよう、子どもの主体的な活動を促す実践的な取組に対する支援を充実します。

事業・取組名	事業内容	担当部
小中学生向けパンフレットの活用	小・中学生向け子どもの権利に関するパンフレットを継続的に見直しながら、学校の授業等での活用が図られるよう取り組む。	子) 子ども育成部、教) 児童生徒担当部
民族・人権教育の推進	民族や子ども、女性、障がい者等の人権などに関する指導方法の工夫改善を図るとともに、授業等に関する実践研究を行い、各学校での取組を推進する。また、講演会等を通じて保護者や地域の方々を含めて正しい理解を得るよう周知を図る。	教) 学校教育部
子どもの権利の理念を生かした教育活動の推進	子どもが自他の権利の尊重などについて学び、児童会・生徒会活動などに主体的に参加したり、子ども同士が支え合い、よりよい人間関係を築くピア・サポートなどに取り組んだりするなど、子どもの権利の理念を生かした教育活動を推進する。	教) 学校教育部
子どもの権利に関する教員研修	子どもの権利の理念を生かした教育活動が、各学校において一層図られるよう、教員向けの研修を実施する。	教) 学校教育部

基本目標 2 「子どもの意見表明・参加の促進」

子どもが意見表明を通して大人とのやりとりを重ねることは、子どもの自立性、社会性を育み、健やかな成長・発達を支えることにつながることから、様々な場面において意見表明、参加を保障することは、大変重要な意義を有していると同時に、大人が、子どもの最善の利益を見い出していくうえでも、大切にしなければなりません。このことは、子どもが様々な場面で自分の考えや思いがあるときにそれを言うことができると感じることで、子どもの自己肯定感に一定の関係性があると認められた、実態・意識調査の結果からも明らかです。

市政においても、子どもが市民の一人として、大人と共にまちづくりを担うパートナーであることを改めて認識し、子どもに関わる施策全般に子どもの視点を取り入れることにより、子どもにやさしいまちづくりを進めることができます。

しかしながら、課題2で述べたように、実態・意識調査において、子どもが自分の考えや思いがあるときに、それを『言うことができる』と答えた割合は必ずしも高くはありません。

さらに、子どもの成長にとって、さまざまな場面において、興味や関心を持って主体的に学ぶことや、自然や芸術・文化、社会体験などの多様な体験を積み重ねることは、自立性や社会性などの生きる力を身につけ、豊かな人間性を育てていくためにとても大切です。

子どもの参加を実質的に保障するため、子どもが安心して意見表明できる環境づくりとそれを支える大人の理解を進めていきます。また、子どもが自ら意欲的に学び、体験することのできる機会の充実に向け取組を進めます。市政においても、さまざまな場面で子どもの参加の機会を充実していくとともに、学校や子どもが利用する施設、地域においても主体的な子どもの参加の取組を進めるよう支援するなど、これらの取組を通じて子どもの意見表明と参加の促進を目指します。

※参考 【委員会での主な意見】

- ・ 子ども向けに市政に関する意見を問うような資料がくるが、子どもがそのまま読んで答えるには難しい。全員が授業で取り組むというより、子どもに回答を預ける部分が多く、表現や内容を考えてもらえるとよいのではないか。
- ・ 発達に何らかの障がいを持っている子どもたちからすると、嫌ことを嫌となかなか言うことができない。大人の側にもいろいろあるが、障がいを持っている子どもでも自分が思ったことを言える環境づくりができないか。

基本施策 1 意見表明しやすい環境づくり

○ 子どもの意見表明に関する広報・啓発

子どもが意見表明しやすい環境づくりを進めるために、意見表明に関する意義・重要性について市民への広報・普及活動を積極的に行うとともに、地域のまちづくり活動に子どもの声を生かしていくための支援を、積極的に行います。

また、基本目標 4 で掲げる子どもの権利侵害について、子どもたちが権利侵害にあった際に周囲の環境に助けを求めるといった声を上げることも意見表明であり、そうしたことに対する子どもへの意識付けや、声を上げることができる環境づくりを進めていきます。

事業・取組名	事業内容	担当部
【再掲】小中学生向けパンフレットの活用	※基本目標 1-基本施策 2 を参照	子) 子ども育成部、教) 児童生徒担当部
【再掲】出前講座・出前授業の充実	※基本目標 1-基本施策 1 を参照	子) 子ども育成部

基本施策 2 子どもの参加の機会の充実と支援

○ 市政における子どもの参加の推進

これまで札幌市では、市政における様々な施策や事業に、子どもの視点を反映できるよう取り組んできており、第 1 次推進計画策定後は、市の様々な計画や施策の決定の際などに、「子ども企画委員会」などの設置、子ども向けのパブリックコメントやアンケートを実施するなど、着実に成果をあげてきています。今後も、この方向性を継続しつつ、市政における子どもの参加をより積極的に進めます。

さらに、子どもの参加を進めるためには、子ども自身が内容を理解できるよう子どもに対する適切な情報提供が必要であることから、例えば家庭でそのことについて話し合ったり、子ども同士で話し合い考えたりできるよう、子どもに分かりやすく、魅力的な情報発信に努めます。

事業・取組名	事業内容	担当部
子どもレポーターの設置 新規	子ども向けの広報紙を子ども自らが取材・編集を行い、活動を発信できるよう、子どもレポーターの設置などの仕組みをつくる。	子) 子ども育成部
子どもからの提案意見募集ハガキ	子どもが市政に対して気軽に意見や提案をできるよう、返信用ハガキのついた資料を作成し、学校等を通して配布する。	子) 子ども育成部
市政への子どもの意見の反映	「子ども企画委員会」の設置や子ども向けパブリックコメントの実施など、子どもに大きく関わる施策や事業を実施する際は、子どもの意見を市政に反映するよう取り組む。	子) 子ども育成部
子ども議会の実施	子どもたちが子ども議員として、それぞれ 10 人程度の委員会に分かれ、およそ 3 カ月にわたり話し合いや勉強会を行い、札幌市に対する提案事項をまとめる。まとめた提案事項を本会議で提案し、市長等が答弁を行う。	子) 子ども育成部
子ども向け情報提供の充実	子ども向け資料の作成や子ども向けホームページの作成など、子どもにわかりやすい情報発信を進める。	子) 子ども育成部

○ 施設等の運営への子どもの参加の促進

全ての児童会館・ミニ児童会館において設置している「子ども運営委員会」について、児童会館以外の、子どもが利用する施設においても、「子ども運営委員会」などの設置などにより、施設運営に子どもの意見を反映する組織やルールづくりを進めます。

また、学校においても、児童会・生徒会活動を中心とした子どもの自主的な取組を進めたり、例えば、PTAが実施している生徒会サミットのような子ども同士の話し合いの場や、大人（教師・親）と子どもが学校の行事やきまりなどについて話し合う場を広めていくなど、子どもたちの発達段階に応じて、子どもの参加の機会を充実します。

事業・取組名	事業内容	担当部
わたしたちの児童会館づくり事業	子どもたちが、児童会館やミニ児童会館の運営等に主体的・積極的に関わり、参加できる仕組みづくりを通じて、子どもたちが社会の一員として意見を表明できる機会を増やし、地域への愛着やまちづくりに対する関心を育む。	子) 子ども育成部
「子ども運営委員会」の拡充	子どもが利用する施設において、「子ども運営委員会」を設置するなど、施設運営に子どもの意見を反映する組織やルールづくりを進めていく。	子) 子ども育成部

○ 地域における子どもの参加の支援

子どもが地域のまちづくりに関わることは、子どもが将来のまちづくりの担い手として成長するなど、大きな意義があるとともに、地域にとっても、まちづくりの活力を生み出すことにつながります。

また、地域のまちづくりへの子どもの参加については、単に子どもが客体として参加するだけでなく、地域の取組の企画・運営に子どもの意見を反映するといった主体的な参加が進むよう、地域に対して積極的に働きかけていくとともに、参加を進めるに当たっては、家庭、学校、地域がそれぞれの役割を認識できるよう意識の啓発を行い、協力・連携を図ります。

第1次推進計画では、「子どもまちづくりコンテスト」の実施など、地域に積極的に子どもが関わり、またそのことを支える大人への支援を行うことを通して、地域における子どもの主体的な参加の実践例を進めることができました。第2次推進計画においては、こうした事例の積極的な情報提供などを通して、子どもの参加の取組を関係団体等と連携して一層進めていきます。

こうした取組を進めた一方で、地域や市民からは、子どもの参加について「個々の地域や事情によっても手法が異なり、具体的な方法がわからない。」「子どもの参加を支援したいが、そうした活動の場がない。」といった声が聞かれます。こうした声を真摯に受け止め、子どもの参加に対する具体的な支援や参加の機会の提供といった実践的な取組についても検討を進めます。

事業・取組名	事業内容	担当部
子どもまちセンター日所長	地域の子どもの将来のまちづくりの担い手として育成するため、まちづくりセンターの役割や地域のまちづくり活動を学ぶ機会を創出する。	市) 市民自治推進室
元気なまちづくり支援事業	身近なまちづくり活動を体験する機会を区の創意や裁量により実施するとともに、子どもが自らできるまちづくり活動やその取組方法を紹介する手引きを配布する。	市) 市民自治推進室

基本施策3 豊かな学びと多様な体験活動に対する支援

○ 体験活動や学びの支援

子どもが、将来の札幌を支え、国際社会で活躍する自立した社会人に育つことができるよう、子どもの豊かな心を育み、可能性を広げることにつながる、学びの充実に向けて取組を進めます。

こうした取組は、日常生活そのものに深く関わるテーマであることから、学校教育だけの問題ではなく、地域のまちづくりの視点からも捉えることが必要です。

自然体験や職業体験、生活体験、異文化・異世代交流体験など、多様な体験を重視する取組について、様々な団体と協力しあいながら、それぞれの得意分野を生かした形での連携をより積極的に進めていきます。

事業・取組名	事業内容	担当部
「子どもの体験活動の場」事業	子どもの自立性・社会性・創造性を高めることを目的に、多様な体験活動の機会を子どもに提供するため、旧真駒内緑小学校跡施設の1階の一部や体育館及びグラウンドの一部を活用して、子どもが自主的に様々な体験活動を行うことができる空間を創る。 （※新子ども未来プラン基本目標3-基本施策3【再掲】）	子) 子ども育成部
プレーパーク推進事業	子どもの自主性、創造性、協調性を育むことを目的として、既存の公園などを活用しながら、規制を極力排除した子どもの遊び場「プレーパーク」を推進する。（※新子ども未来プラン基本目標3-基本施策3【再掲】）	子) 子ども育成部

※上記事業のほかにも、様々な施策において子ども体験活動事業を実施します。

○ 札幌の課題や特色を踏まえた学びの支援

札幌らしい特色ある学校教育のテーマの中で、「雪」や「環境」については、日常生活そのものに深く関わる内容であることから、学校教育だけの問題ではなく、地域のまちづくりの視点からも捉えることが必要です。将来の地域社会の担い手である子どもが、生活のあり方やお互いの支え合いといった暮らしについて、地域と連携しながら地域の中で学ぶ取組を進めます。

事業・取組名	事業内容	担当部
札幌らしい特色ある学校教育の推進	各幼稚園・学校において、「札幌らしい特色ある学校教育」として共通に取り組む「雪」「環境」「読書」の三つのテーマを中核とし、札幌の自然環境・人的環境・文化的環境などを生かしながら、体験的な活動や、生涯にわたり学び、向上し続けようとする意欲を培うための基盤となる学習活動に取り組む。（※新子ども未来プラン基本目標3-基本施策2【再掲】）	教) 学校教育部
【再掲】子どもまちセンター日所長	※基本目標2-基本施策2を参照	市) 市民自治推進室

基本目標3 子どもを受け止め、育む環境づくり

子どもの成長にとって、家庭や学校、地域などにおいて自分自身が受け止められていると実感できる居場所づくりを進める必要があります。「居場所」として重要な要素は、何よりも人であり、同年齢や異年齢の子ども同士のつながり、さらには温かく見守ってくれる大人との良好な関係の存在が不可欠であるといえます。また、子どもが健やかに成長し、自立性や社会性を育てていくためには、安全・安心な場としての居場所だけではなく、社会や集団の中で、その一員としての自覚をもって主体的に活動できる機会や場が大切です。

子どもにとっては、家庭、そして地域社会全体に見守られ、支えられているという安心感の中で日々の生活を過ごし、周りとのつながりや信頼関係、自分自身に対する自信を築いていくことのできる環境が必要です。

今回の実態・意識調査では、子ども自身が「良いところばかりではないが、自分のことが好き」と回答する割合が大きく向上しました。特に、現状で述べたとおり、家庭における保護者の振る舞いと子ども自身が自分を肯定的に捉えることとの間には一定の関係性が認められ、何よりも保護者に代表される大人への働きかけが重要であることを改めて意識する必要があります。

このことから、安全で安心な居場所づくりや、子どもが主体的な遊びや活動などを通して、周りの人との関係をつくり、その関係性の中で自分自身を確立していくことができるよう、行政のみならず、地域やNPOなど子どもの育ちに関わる活動を行っている関係団体との連携を図りながら、社会（まち）全体で子どもを受け止め、育む環境づくりを進めます。

※参考 【委員会での主な意見】

- ・ 子どもの居場所をつくるということが子どもの権利を守ることにつながる。
- ・ 夢や希望を持って、子どもを産みたいと思い、喜びを持って子どもを育てたいと思う親がたくさんいれば、そこで育つ子どもは幸せであり、それをまち全体が支援し、そこで育つ子どもの権利をみんなで守っていくことができるとよい。
- ・ 自分の居場所が持てずに、自己肯定感などを実感できない子どもがいる。学校、施設、地域で子どもがそうした実感を持てるような環境をどうつくっていけるか指針めいたものまで落とし込めると、児童の施設等に関わる職員にも深く浸透する。
- ・ 子どもの権利は0歳児からのことで、啓発活動の実施も含めて家庭が非常に重要である。
- ・ 北海道のいじめの防止に関する条例も制定されたので、関連して計画にも盛り込めるとよい。
- ・ 学校に行くことのできない状況に陥っている子どもに対して、どう取り組んでいくのかということ、不登校にならない防止策と並行して必要。学校でも熱心に活動しているが、様々な機関や地域と連携することが必要。
- ・ なんらかの障がいや発達の遅れなどから学校になじめない子どもは一定程度いるので、「不登校」をネガティブなものとして捉え、それを何とかしていかなければならないという方向の議論であってはいけない。
- ・ 学校の中に自分の居場所をつくるという観点から、環境づくりというニュアンスをいれてはどうか。
- ・ 安心して過ごせる雰囲気をつくることも大事だが、中高生や同年代など友達の目も気になり、お互い安心できる空気をつくりあっていくことも大事。
- ・ ピア・サポートなど生徒同士の取組も必要だが、現段階では限界もあると思うので、生徒会からの積極的な働きかけもよいのではないか。
- ・ 子どもたちを見守っていくということは地域の大きな役割。
- ・ 障がいを持って地域で生活している子どもは、違った環境におり、その子どもが安心して過ごすには、地域の大人としてどういう視点があるのか、行政としてどう擁護する姿勢が必要なのかを考える必要がある。

基本施策1 保護者が安心して子どもと向き合うことができるための支援

○ 保護者への啓発や相談体制の充実

実態・意識調査における「ホッとでき安心していられる場所」との子どもへの問いの結果は、「家で家族と過ごす部屋」(10～12歳：80.8%、13～18歳：66.2%)、「自分の部屋」(10～12歳：60.1%、13～18歳：80.0%)となっており、子どもを受け止める環境として、家庭は重要な意義を持っています。

また、子どもの権利の保障の対象は、子どもの年齢によらないものであることから、子育て中に加え、出産を控えた世帯に対する相談・支援体制についても考えていく必要があります。

このことから、子どもの豊かな育ちにおける家庭が果たす役割の重要性についての啓発活動や、保護者が安心し、余裕をもって子育てをするための相談・支援体制の充実を図ります。

事業・取組名	事業内容	担当部
【再掲】啓発活動の充実	※基本目標1-基本施策1を参照	子) 子ども育成部
妊婦支援相談事業	保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に保健師が面接し、妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、必要な場合には、家庭訪問等により継続的に支援する。(※新子ども未来プラン基本目標2-基本施策2【再掲】)	保) 保健所
母子保健訪問指導事業(乳児家庭全戸訪問事業)	妊娠・出産・育児に関する正しい知識と疾病・異常の早期発見及び育児不安の軽減、児童虐待予防のため、妊産婦・新生児等に対し、保健師・助産師による訪問指導を行う。(※新子ども未来プラン基本目標2-基本施策2【再掲】)	保) 保健所
ワーク・ライフ・バランス推進事業	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の普及啓発と取組の促進を目的とし、積極的に取り組む企業を支援していく。(※新子ども未来プラン基本目標2-基本施策1【再掲】)	子) 子ども育成部
子育て支援総合センター事業	全市の子育て支援事業の拠点として、関係機関とのネットワークづくりを進めるとともに、交流の場の提供、講座の開催、ボランティア育成などを実施する。(※新子ども未来プラン基本目標2-基本施策3【再掲】)	子) 子育て支援部
親育ち応援団の充実	講演会などを通じて、子育て中の親等を対象に、生活習慣、しつけ、社会のルールなどの知識や技術習得などの情報発信や相談助言等を行い、家庭教育の必要性や重要性の意識付けを図る。(※新子ども未来プラン基本目標2-基本施策3【再掲】)	教) 生涯学習部

基本施策2 子どもが安心して過ごすことができる学校・施設的环境づくり

○ いじめに関する取組

いじめの深刻な現状を踏まえ、教育委員会においては、いじめに関する全児童生徒対象の調査を実施し、学校におけるいじめの早期発見・早期対応や、スクールカウンセラーの全校配置による、相談しやすい環境づくりなどに取り組んでいます。こうした取組に加え、ピア・サポートといった子ども同士が互いに支え合うための取組などによって、いじめの起こらない、子どもが過ごしやすい学校・学級づくりを進めます。

事業・取組名	事業内容/達成目標	担当部
悩みやいじめに関するアンケート調査の実施	子どもがより率直な気持ちで悩みやいじめについて回答できるような設問でアンケート調査を全校で実施し、いじめの未然防止や早期発見、早期対応を図る。	教) 学校教育部
スクールカウンセラーの活用	児童生徒や保護者の教育相談、児童生徒への関わり方等についての教職員への助言など、スクールカウンセラーを有効に活用し、各校における教育相談体制の充実及び教員の資質向上を図る。	教) 学校教育部
スクールソーシャルワーカーの活用	スクールソーシャルワーカーの活用を進め、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、問題を抱える児童生徒に関して、様々な環境（家庭、学校等）への働きかけや関係機関等との連携を行うことにより問題の解決にあたる。	教) 学校教育部
学校教育相談体制の充実	様々な悩みを抱える児童生徒一人一人に対して、学校が一体となりきめ細かく対応することができるよう、関係機関との連携等についてガイドラインを作成するとともに、校内の教育相談の体制づくりや教員の資質向上のための研修を行い、いじめや不登校等の未然防止を目指した学校の教育相談体制の充実を図る。	教) 学校教育部
学校ネットトラブル等対策	専門的な手法による定期的・継続的なネットパトロールの実施や、各学校が専門家に相談できる体制の確保により、インターネット上の不適切な書き込みを早期に発見し、対応できるようにする。更に、専門業者によるネットトラブル等への対応力向上に向けた研修会を実施し、各校におけるネットトラブル等への対応力を高める。	教) 学校教育部

○ 不登校に関する取組

不登校に関する取組としては、不登校児童生徒に対する支援のあり方の検討、相談指導教室や教育支援センター等の公的機関による対応をより一層充実します。また、何らのかの事情により学校生活になじむことができない子どもの受け皿の一つとなっているフリースクールなどの民間施設との情報交換や連携を引き続き進めることで、様々な子どもたちの居場所の確保に努めます。

事業・取組名	事業内容	担当部
【再掲】スクールカウンセラーの活用	※基本目標3-基本施策2を参照	教) 学校教育部
【再掲】スクールソーシャルワーカーの活用	※基本目標3-基本施策2を参照	教) 学校教育部
教育相談の充実	特別な教育的支援を必要とする子どもの相談件数の増加や、相談内容の複雑・多様化に対応するため、受付方法や相談枠をはじめとする相談体制の見直しを図り、発達障がいや不登校等の心配のある子どもやその保護者への教育相談の充実を図る。（※新子ども未来プラン基本目標4-基本施策2【再掲】）	教) 学校教育部
【再掲】学校教育相談体制の充実	※基本目標3-基本施策2を参照	教) 学校教育部
心のサポーターの配置	不登校や不登校の心配がある子どもへの対応として、子ども自身や家庭に個別の対応や関係機関と連携を行う心のサポーターを学校に配置し、一人一人の子どもの状況に応じたきめ細かな支援を行い、子どもの不登校状況の改善を図る。	教) 学校教育部
教育支援センター機能の充実	学校に通うことが難しい不登校児童生徒に対応するため、学校以外の場において子どもの不安や悩み等を和らげ、自信を回復させる居場所となる教育支援センターの機能を充実させ、より身近で関係機	教) 学校教育部

	関とつながりやすい支援体制の構築を図る。	
不登校児等グループ指導事業	不登校・引きこもりの子どもを対象に、同年代の子どもとの交流を通じて自主性や社会性を身に付けるために、グループ指導を行う。	子) 児童福祉総合センター

○ 施設に関する取組

児童福祉施設など学校以外の施設においても、子どもと関わる職員の意識の向上を図りながら、子どもが安心して過ごすことができる環境づくりや、子どもの居場所としての児童会館における取組の充実を図ります。

事業・取組名	事業内容	担当部
【再掲】わたしたちの児童会館づくり事業	※基本目標2-基本施策2を参照	子) 子ども育成部
児童会館における中・高校生の利用促進	中・高校生の健全育成のための放課後の居場所づくりの必要性から、児童会館の開館時間を21時まで延長し、利用の促進を図る。	子) 子ども育成部
【再掲】「子ども運営委員会」の拡充	※基本目標2-基本施策2を参照	子) 子ども育成部

基本施策3 子どもが安全に安心して過ごすための地域づくり

○ 子どもが安全に安心して過ごすための地域づくり

子どもは、年齢とともに、家庭から地域社会へと行動範囲を広げていきます。多様な人間関係の中で、様々な経験を積み重ねながら豊かに育っていくことができるよう、子どもが安心して過ごすことができる環境づくりを進めます。

そのため、子どもを不審者などから守るための活動や、子どもが身近な公園で安心して遊ぶことができるための活動、さらには非行防止を含めた子どもの健全育成に関する活動など、地域住民が関心を持って子どもと関わる取組を、町内会や青少年育成委員会、民生委員・児童委員協議会、PTAなどの関係団体、NPOなどと連携を図りながら地域全体で進めていきます。

事業・取組名	事業内容	担当部
青少年育成委員会事業	地域における青少年育成を推進する担い手として、連合町内会単位に各地区青少年育成委員会を設置(90地区・1,800人)し、文化体験・スポーツ大会など青少年に関わる健全育成事業や地域における安全・安心な環境づくり事業を推進する。(新子ども未来プラン※基本目標3-基本施策3【再掲】)	子) 子ども育成部
少年育成指導員による指導・相談	思春期の子どもの喫煙や怠学など問題行動に早急に対応するため、繁華街や駅などを巡回して声かけを行い、子どもへの親身な指導、助言などを通して非行化の未然防止や、悩みごと等に係る相談アドバイスに努める。(※新子ども未来プラン基本目標3-基本施策3【再掲】)	子) 子ども育成部
犯罪のない安全で安心なまちづくり推進事業	「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」をもとに、安全で安心なまちづくりに対する市民の理解を深めるため、広報及び啓発を実施するほか、子どもの見守り活動をはじめとした地域防犯活動への支援、連携体制の整備を行う。(※新子ども未来プラン基本目標2-基本施策4【再掲】)	市) 地域振興部

○ 子どもの主体的な活動の促進・支援

子どもが主体となって、他者との関わりの中で自己を確立できるような取組について、地域団体・NPOなどの関係団体との役割分担や連携のもと、機会の充実に向けた支援を行います。

事業・取組名	事業内容	担当部
少年団体交流事業	市内で活動する少年6団体の相互交流や加入促進のため、活動成果の発表や体験の場を設ける。	子) 子ども育成部
少年団体活動補助事業	異年齢の子どもたちの野外活動等を行う「公益社団法人札幌市子ども会育成連合会」の事業に一部補助を行う。	子) 子ども育成部
少年リーダー養成研修	子ども会活動等を円滑に進めるため、活動の中心役としてふさわしい知識と技術を持った少年リーダーを育成する研修を実施する。基本研修では少年リーダーとしての必要な知識及び技術の習得を目指し、実践研修では、子ども会や地域で少年リーダーが事業の企画・運営などを行い、研究効果を還元する。	子) 子ども育成部

基本目標4 子どもの権利の侵害からの救済

子育ての孤立化や核家族化など、子どもを取り巻く環境が急速に変貌する中、様々な悩みやつらい気持ちを抱えながら、毎日を過ごす子どもも少なくありません。特に、児童虐待は、いじめとともに子どもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を及ぼす、あってはならない権利侵害です。市内の各種相談機関には子どもや保護者などから多くの相談が寄せられており、そうした子どもの気持ちを社会全体で受け止める環境の必要性がますます高まっています。また、外国籍の子どもや障がいのある子どもなど、様々な立場にある子どもへの配慮も必要です。

さらに、現に権利侵害を受け、悩み苦しんでいる子どもの救済はもちろんのこと、権利侵害を起こさない環境づくりが何よりも大切です。

いじめや差別が起こらない環境づくりとして、子ども自身に対しても権利侵害についての理解や、お互いの違いを認め尊重し合う意識を身につけることができるような取組を進めるとともに、いじめ防止対策推進法や権利条例の規定をもとに、いじめが起きてしまった場合の再発防止についても取組を進めます。

虐待を予防するという観点からは、保護者の育児不安の軽減や孤立化の防止を図るため、気軽に相談できる環境や子育てを支援する体制を整えるよう努めます。さらに、児童虐待に対する対応が複雑化する中で、子どもの安全を守るために、児童相談所での虐待への対応をより一層充実するほか、早期発見・早期対応を図るため、関係機関の緊密な連携を進めます。

一方、いじめや虐待などの深刻な権利侵害を受け、苦しんでいる子どもに対しては、子どもの権利救済機関「子どもアシストセンター」をはじめとして、様々な機関が連携し迅速かつ適切な救済を図ります。

こうした取組を通して、子どもの権利の侵害からの救済を進めます。

※参考 【委員会での主な意見】

- ・ 権利侵害はいろいろとあるが、子どもの権利を根底から否定する虐待といじめの問題は非常に大きい。
- ・ 権利侵害を起こさない環境は、学校等を含めた教育現場での普及啓発や指導教育が非常に重要。
- ・ 子どもアシストセンターについて、救済機関として敷居が低く、相談しやすく機能している。相談の件数のうち、メールでの相談件数が減る中で、電話の件数が変わらないということは、本当に困った子どもが救いを求めていると思うので、子どもが電話をしやすい方法をパンフレットで考えてもらいたい。
- ・ 広報とも関係するが、子どもアシストセンターを広めて、子どもの権利条例によって子どもの権利を守るためにあるということを伝えることも必要ではないか。
- ・ (小学校の)1日入学や、入学時の保護者説明会のような機会でも子どもアシストセンターのパンフレットなどを配ることで、保護者は不安を解消できるのではないか。
- ・ 子どもアシストセンターがあることは知っていても、電話に躊躇している人はいるので、子どもには権利があり、親やそれを守らなければいけないので、どんなことでも電話してもよいというメッセージを伝えてもらいたい。
- ・ 調査では、子どもの権利のうち「いじめ、虐待、体罰など」が最も守られていないと回答しており、いじめと児童虐待については、特出しで取り組むようになっているが、体罰に関しても必要かもしれない。
- ・ 若い年代で子どもを産んだ方が(子育てに)迷って虐待に向かってしまうということが統計的にもあり、若い母親が理解できるようなやさしい表現でパンフレットやチラシがあると、虐待防止につながる。

※参考 【委員会での主な意見】

- ・ 親の暴力で子どもが命を失ってしまうことがないように、それをどう支えていくのかが盛り込めるとよい。
- ・ 養育不安を抱える保護者への支援というのは、お腹に赤ちゃんがいるときから母親をどう支援していくか、子育て困難を抱える母親を支援していくことが子どもの権利につながる。

基本施策 1 権利侵害からの救済体制の整備・充実

○ 子どもの権利に関する相談及び救済

子どもの権利救済機関「子どもアシストセンター」では、相談対応と必要に応じた調整活動などを通して、個々の案件に応じた適切な救済が行われています。子どもアシストセンターでは、電話やメールのほか、面談による相談を行っています。事情により来所が難しい場合などには、職員が出向いて話を聴くなど、より積極的かつきめ細やかな対応を図ります。

子どもアシストセンターを始めとして、子どもに関する相談窓口や各種関係機関との相互の連携を強化し、情報共有や役割分担のもとで相談・救済に関するより適切な対応を図るとともに、子どもが様々な悩みなどを安心して相談できるような環境づくりに、引き続き取り組みます。

子どもが様々な悩みなどを安心して相談できるような環境づくりに引き続き取り組むとともに、学校におけるいじめの問題については、各学校で作成する「学校いじめ防止基本方針」に基づき、関係機関と連携しながらいじめの早期発見、問題の解決などに関する対応をより一層充実します。不幸にもいじめによる重大な被害が発生してしまった場合には、教育委員会が設置する第三者機関による調査・助言を受けながら、その救済にあたりと同時に、原因の究明と再発防止に努めます。

事業・取組名	事業内容	担当部
子どもの権利の侵害からの救済 (子どもアシストセンター)	子ども(原則18歳未満)に関する相談に幅広く応じ、子どもが自らの力で次のステップが踏めるよう助言や支援を行うほか、救済の申立て等に基づき、問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行い、迅速かつ適切な救済を図る。	子) 子どもの権利救済事務局
【再掲】悩みやいじめに関するアンケート調査の実施	※基本目標3-基本施策2を参照	教) 学校教育部
【再掲】スクールカウンセラーの活用	※基本目標3-基本施策2を参照	教) 学校教育部
【再掲】スクールソーシャルワーカーの活用	※基本目標3-基本施策2を参照	教) 学校教育部
【再掲】学校教育相談体制の充実	※基本目標3-基本施策2を参照	教) 学校教育部
【再掲】学校ネットトラブル等対策	※基本目標3-基本施策2を参照	教) 学校教育部

○ 児童虐待への対応

各区役所に職員を配置し、児童福祉相談や支援体制の強化を進めており、引き続き虐待対応の充実を図るほか、「オレンジリボン協力員制度」の充実、さらには、要保護児童対策地域協議会の機能強化によって、関係機関のより効果的な連携を進めるなど、関係機関が情報を共有しながら、児童虐待を社会全体で解決すべき問題として、早期発見・適切な対応に万全を期します。

事業・取組名	事業内容	担当部
児童福祉相談・支援体制の強化	児童相談所が専門機関としてその機能をより発揮し、児童福祉にかかる様々な機関との効果的な連携が図られるよう、児童相談所及び区における児童福祉相談・支援体制を強化していく。	子) 児童福祉総合センター
オレンジリボン地域協力員制度の拡充	地域における虐待の予防や早期発見に向け、地域住民等が気軽に参加できるようオレンジリボン地域協力員の養成研修を行い、協力員の拡充を目指し、既登録者に対してフォローアップ研修を行ってレベルアップを図る。	子) 児童福祉総合センター
子ども安心ホットラインの運営	子どもの養育に関する様々な問題や悩みに対応するため、児童相談所内に設置している「子ども安心ホットライン（子ども虐待相談）」において、24 時間 365 日、電話による相談を受け付ける。	子) 児童福祉総合センター
児童虐待早期発見・早期対応事業	虐待が疑われる児童を早期に発見し、より迅速で適切な対応を行うため、児童虐待防止の取組に協力した企業等との連携を図るためのパートナーシップ制度を創設するほか、一般市民を対象とした児童相談所への虐待通告を促進するための啓発事業や医療関係者向けの啓発研修を行う。	子) 児童福祉総合センター
夜間・休日の児童虐待通告等に関する初期調査	虐待通告後 48 時間以内に子どもの安全を確認するため、夜間・休日の虐待通告に係る初期対応を、児童家庭支援センターにおいて実施する。	子) 児童福祉総合センター
要保護児童対策地域協議会	被虐待児の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が情報等を共有し、適切な連携・協力の下で対応していくことを目的に、児童福祉法（第 25 条の 2）において規定された要保護児童対策地域協議会を運営する。また、「区要保護児童対策地域協議会」の活性化を図る。	子) 児童福祉総合センター
一時保護所の定員拡充・環境改善	一時保護所の定員を拡充し、迅速かつ確実に保護できる環境を整えるとともに、生活空間や学習環境等の整備を行うことで、安心して生活できる環境を整える。	子) 児童福祉総合センター

基本施策 2 権利侵害を起こさない環境づくり

○ 権利侵害等に対する意識の啓発

子どもの権利が、子どもが権利の侵害を受けていることを意識しにくい、被害が表面化しにくいといった状況を踏まえ、大人が子どもの権利について正しく理解し、権利侵害に対する意識を高めるような啓発活動に積極的に取り組みます。

また、子どもが自ら持つ権利に対して理解を深めるとともに、子どもが他者を尊重する意識を身につけることができるよう、障がい、民族、国籍、性別など、子どもの権利を含めた人権に関する教育や学びの機会を充実します。

事業・取組名	事業内容	担当部
【再掲】出前講座・出前授業の充実	※基本目標1-基本施策1を参照	子) 子ども育成部
【再掲】民族・人権教育の推進	※基本目標1-基本施策1を参照	教) 学校教育部
多文化共生推進事業	子どもも含めた国籍や民族の異なる人々が、互いの文化の違いを認め合い、共に生きていく「多文化共生社会」を目指し、札幌国際プラザを中心に異文化理解教育、交流支援事業などを実施する。	総) 国際部
福祉読本の発行	小学校のカリキュラムに合わせて、福祉読本を発行し、障がい者や高齢者への正しい知識の理解促進を図る。	保) 障がい保健福祉部

○ 育児不安を抱える保護者への支援

核家族化や地域の人間関係の希薄化などによって、育児不安などを抱えながら、孤立した環境の中で悩み苦しむ保護者が多く存在し、そのことが児童虐待の引き金になったり、被害の拡大や状況の深刻化につながっている現状があります。

保護者が子どもを安心して育てることができるよう、育児等に関する知識の普及と育児不安の軽減を図るための相談・支援の充実などにより、児童虐待の未然防止に努めます。

事業・取組名	事業内容	担当部
【再掲】児童虐待早期発見・早期対応事業	※基本目標4-基本施策1を参照	子) 児童福祉総合センター
育児不安保護者支援事業（コモンセンス・ペアレンティング）	育児不安を抱える保護者や虐待的関わりをしてしまう父母等に対して、コモンセンス・ペアレンティングの方法を用いた子育てプログラムを提供し、親子関係の改善を図る。	子) 児童福祉総合センター
保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業（養育支援訪問事業）	育児不安の軽減及び児童虐待発生予防のために、市内の医療機関において「育児支援が必要」と判断された親子に対し、医療機関と保健センターが連携を図りながら、家庭訪問等による育児支援を行う。（※新子ども未来プラン基本目標2-基本施策2【再掲】）	保) 保健所

第5章 計画の推進と評価

1 推進体制

(1) 全市的な推進体制

計画の推進に当たっては、全ての市民が子どもの権利の重要性を認識し、子どもの権利の保障を推進していくことが大切です。したがって、市民やNPO、地域団体などの各種関係団体と連携を深めながら、施策を推進していきます。

(2) 全庁的な推進体制

この計画では、子ども未来局や教育委員会をはじめ、各局・区にわたる施策を対象としています。市の関係部局がより一層連携を深めるとともに、市役所が一丸となって子どもの権利に関する施策を推進します。

また、子どもの権利の推進に関する庁内の連絡調整や方針の決定を行う「札幌市子どもの権利総合推進本部」において進捗管理を行います。

2 評価・検証

本計画の実施状況については、附属機関である「札幌市子どもの権利委員会」及び庁内の会議である「札幌市子どもの権利総合推進本部」に報告し、評価・検証を行っていきます。

評価・検証に当たっては、PDCAサイクル（Plan：計画、Do：実施、Check：評価、Action：改善検討）の実効性を高めるため、個別の取組や事業の進捗状況に加え、あらかじめ成果指標を設定し点検、評価を行うことで、施策の改善につなげていきます。